

# 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業の拡充について

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う**家族の負担軽減**を図るため、医療保険の適用を超える**自宅利用**や医療保険の適用外となる**自宅以外での訪問看護**を提供する、「**福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業**」について**令和5年9月1日**より**拡充**します。

## 拡充内容

**保育所・学校等に在籍する医療的ケア児**を対象とし、**保育所・学校等(登下校、校内・校外活動等)における訪問看護**を実施する場合、利用することができるようになりました。

- ◆利用の範囲は、保育所・学校等の登下校時や校内・校外活動等において必要となる看護を実施する場合のみ
- ◆学校看護師による医療的ケアの対象となる場合は、利用できません。

## 利用可能時間

医療的ケア児一人につき年間**144時間**まで

- ◆従来の年間48時間とは、別枠で利用できます。

## サービス費用

本事業の利用にあたって、**自己負担金はありません。**

- ◆本事業にかかった経費は、福岡市からサービスを提供した訪問看護事業者に支払います。
- ◆交通費や外出先で発生する訪問看護以外の費用(施設の入場料など)については、訪問看護事業者から費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護事業者にご確認ください。

## 拡充期間

**令和5年9月1日～令和8年3月31日まで**

## 制度に関する問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1  
福岡市役所 こども未来局 子育て支援部 こども発達支援課  
TEL:092-711-4178 FAX:092-733-5718  
メールアドレス:hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp  
ホームページ: [福岡市 医療的ケア児在宅レスパイト事業](#) で検索してください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaij-sien/ikeaji-resupaito.html>

